

## いじめ対策委員会を核とした対応（委員会の主な役割）

- いじめ防止対策推進法第22条に基づき学校に設置される組織
- 校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭、学校いじめ対策推進教員、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者（当該学年主任・学級担任・保護者等）から構成。
- いじめ防止対策推進法第13条、「平成31年度学校いじめ対応基本方針」に基づき、未然防止・早期発見・早期対応・重大事態への対処の4つの視点において、この委員会が基本方針策定の中核となる。

未然 防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子供の誇りと自信を守る学級・学年・学校作り           <ul style="list-style-type: none"> <li>・朝の会や休み時間明けの児童observationや呼名。自主的な当番活動、創造的な係活動など。</li> <li>・行事…学年で心を一つにする表現や作品⇒帰属意識</li> </ul> </li> <li>○いじめ対策委員会によるいじめ防止年間計画の提示           <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止標語・ポスター・シンボルマーク・いじめ撲滅宣言などの全校での取り組み</li> <li>・いじめに関する校内研修の計画（各教科等での指導）</li> <li>・教科や道徳でのいじめに関する授業の実施。</li> </ul> </li> <li>○情報の周知、指導の徹底（組織としての対応）           <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎週1回、生活指導終会で、児童間のトラブルの報告連絡相談・いじめに関する研修会</li> </ul> </li> <li>○児童会を活用した取り組み           <ul style="list-style-type: none"> <li>・あいさつハイタッチ運動（年3回代表委員会で役割分担して実施）</li> </ul> </li> <li>○「SNS学校ルール」の作成</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校いじめ対策委員会による発見           <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査を年7回実施。結果の公表（学校便り・道徳地区公開講座） (学校独自のアンケート6・10・2月末に3回、7・11・3月聞き取り調査3回実施)</li> </ul> </li> <li>○保護者・地域の方との連係・協力           <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校便りや保護者会を通じた学校の取組の発信と情報の収集・共有。</li> <li>・安全安心パトロールの登校時や休み時間の見守り。日誌の交換、定期的な連絡会の開催。</li> <li>・保護者の方や地域の方の踏切や横断歩道の見守り。</li> </ul> </li> <li>○スクールカウンセラー・心のふれあい相談員による面接面談           <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の個別面接。保護者の面談。</li> </ul> </li> </ul>
早期 発見	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇◆学校いじめ対策委員会を核とした対応策の提示           <ul style="list-style-type: none"> <li>・把握した情報に基づく速やかな対応策の検討。実施に向けた役割分担の明確化。</li> </ul> </li> <li>◇◆被害の子供・加害の子供・周囲の子供への取り組み           <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害の子供の安全確保。SC、心ふれあい相談員によるケア。</li> <li>・加害の子供に対する組織的・継続的な観察、指導。管理職による徹底した説諭。</li> <li>・周囲の子供の関わり方を觀察、指導。</li> <li>・専科、空き時間の教員、支援員による徹底したTT指導。</li> </ul> </li> <li>◇◆被害の子供の保護・ケア           <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の教員による安全確保。SC、心ふれあい相談員によるケア。家庭状況の把握とケア。</li> </ul> </li> <li>◆加害の子供への働き掛け           <ul style="list-style-type: none"> <li>・別室での学習実施、徹底した指導。警察への相談・通報。懲戒や出席停止。</li> <li>・加害の子供と保護者のケア。</li> </ul> </li> <li>◆教育委員会・関係機関との連携           <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会への報告と連携、子供家庭支援センター・児童相談所などの連携協力。</li> </ul> </li> <li>◆保護者・地域との連携           <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急保護者会の開催、PTAの活用、民生委員・児童委員等との連携。</li> <li>・当該保護者への状況の詳細を説明。再発防止策の周知・徹底。</li> </ul> </li> </ul>
◇ 早期 対応 ◆ 重大 事態 への 対処	<p>↑ 教育委員会・警察・子供家庭支援センター・児童相談所などの連携 ↓</p>

※学校評価による検証と基本方針の見直し